

## 看護師の「特定行為」の在り方に関する論点（案）

現在、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が国会審議中であり、新たに「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設される見込みである。

新たな研修制度において研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされている。これは、医師の包括的な指示の下で、医師の不在時であっても、看護師が自らの判断で「特定行為」を行うことが可能となる趣旨であり、医師が常駐していない介護施設や患者宅等においても活用が期待される。

したがって、看護師の判断能力を高める方向で研修制度を充実させると同時に、研修を受けた看護師がその判断能力を生かせるように、医療や介護の現場のニーズを踏まえながら「特定行為」の内容を充実させていくべきである。

### 1. 研修プログラムの検討

- ・ 看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、新たな研修制度における研修プログラムは、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に学習できるようなものとすべきではないか。

### 2. 手順書の検討

- ・ 医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を細かく規定するような硬直的なものにならないように留意すべきではないか。

### 3. 「特定行為」の範囲の検討

- ・ 制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず「特定行為」とならなかった行為等については、現場に混乱が生じないように、医療安全にも配慮しつつ、看護師が行うことが可能な範囲をわかりやすく示すべきではないか。
- ・ 研修を受けた看護師がその判断能力を十分に活かせるよう、手順書に基づき自らの判断で行うことが可能な範囲を広げていくべきではないか。このため、厚生労働省から示されている「特定行為」の案（41行為）に加え、検査の実施・評価や薬剤の選択・使用等の試行事業の中で広く看護師により実施された行為についても、「特定行為」とするよう検討すべきではないか。
- ・ 「特定行為」の範囲については、研修を受けた看護師の能力評価や「特定行為」の普及の度合い等を踏まえて、定期的に見直すこととすべきではないか。

#### 4. 研修修了情報の一元的管理

- 制度の円滑な運用を図るため、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を、厚生労働省が一元的に管理すべきではないか。
- 長期的には、研修を受けた看護師が、統一された名称を用いることができる仕組みを検討すべきではないか。

以上